

B 疾病入院特約(2001)

(代理請求特約 [Y] 付疾病入院特約 (2001) 付リビングニーズ特約付集団月掛扱無配当定期保険 (Ⅱ型) 【生命保険】)

特約の内容・特長

- 病気で継続して**5日以上入院**した場合、入院給付金を**5日目**からお支払いします。
- **友の会ライフ保険(75歳型)にセットして、満了(75歳)まで**継続できます。
- **75歳まで継続加入できます。**
加入日から、ご加入者が75歳になられた直後の契約応当日の前日までです。
(ただし、年齢は保険年齢です。)
- **満了(75歳)まで同じ保険料率で継続**できます。

(入院給付金日額:3,000円、加入対象区分:本人)

病気で継続して5日以上入院のとき
入院給付金

3,000円 × (入院日数 - 4日)

所定の集中治療室管理を受けられたとき
集中治療給付金

3,000円 × 集中治療室管理日数

災害や病気で所定の手術を受けられたとき
手術給付金

3万円 ・ **6万円** ・ **12万円**
(例：虫垂切除術) (例：甲状腺手術) (例：胃切除術)

給付倍率40倍の手術給付金の支払われる手術を受け、
手術の日から継続して30日以上入院したとき
手術後療養給付金

一回の手術につき **3万円**

※病気による入院給付金のお支払日数は、1回の入院について120日を限度とします。
※入院給付金のお支払日数は、疾病による入院について通算して1095日を限度とします。
※ただし、三大疾病(がん・上皮内がん、急性心筋梗塞、脳卒中)による入院の場合は、お支払日数の限度はありません。
※集中治療給付金のお支払日数は、120日を限度とします。
※手術給付金のお支払限度はありません。(ただし、一部制限を設けている手術の種類があります。)
※手術後療養給付金のお支払限度はありません。
本人の死亡保険金の受取人は被保険者にご指定いただきます。それ以外の保険金・給付金の受取人は被保険者となります。